

令和4年度第2回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和4年度第2回浜松市いじめ問題対策連絡協議会
日時	令和5年1月31日(火) 午後1:30~3:30
場所	浜松市 市民協働センター2階 第1、2研修室
出席委員	安間 清弘委員、池谷 隆利委員、石野 政史委員、河原崎 直樹委員、酒井 里江子委員、杉本 芳和委員、杉山 秀之委員、鈴木 清吾委員、鈴木 勝委員、松山 正寛委員 (10名出席)
事務局職員	こども家庭部 次長(次世代育成課 課長) 野田 志保、次世代育成課 課長補佐 林 欣哉、青少年育成センター所長 足立 敏久、青少年育成センター主任 市川 直樹、一般職員 熊谷 宗佑、袴田 剛
説明者	学校教育部指導課 鳥居篤史
会議資料の名称	令和4年度第2回浜松市いじめ問題対策連絡協議会 会議録
会議の記録	要点記録
録音データの記録	無
会議録の公開	公開
会議録作成者	青少年育成センター主任 市川 直樹
次第	

- 1 開会
- 2 各機関の取組報告
- 3 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく対応について
- 4 協議
- 5 その他
- 6 閉会

主な発言内容

1 開会

<浜松市こども家庭部次世代育成課長補佐 林 欣哉>

- 令和4年度 第2回浜松市いじめ問題対策連絡協議会を開会する。

2 各機関の取組報告

(行政の取組)

<浜松市こども家庭部次世代育成課 足立 敏久>

- 行政の取組のうち、こども家庭部次世代育成課青少年育成センターが実施している取組から説明する。
- 「いじめ問題対策連絡協議会」は、第1回を8/29に開催し、いじめの未然防止、早期発見のための情報共有及び情報交換を行った。第2回は、本日の会議である。
- 「ネットいじめ防止の情報モラル講座」は、未就学児の保護者から教職員を対象に実施した。今年度は、本日まで77講座を実施した。インターネット上のいじめ対応の重要性が増していることは、第1回協議会で教育委員会指導課の説明にもあった。本市として、いじめの未然防止はもちろん、青少年のインターネット機器を利用する際の

トラブル・犯罪被害の防止の観点から講座を実施している。

○ 「補導・声掛け活動」は、浜松駅周辺と市内 48 中学校区で実施している。地域の巡回や青少年への声掛けを通して、非行の未然防止や早期発見など、青少年の健全育成を目的として活動に取り組んでいる。本年度は 12 月までに 222 回の街頭補導を行い 647 人に声掛けをしている。

○ 本年度から新規事業として「いじめ調査委員」を設置した。専門知識を有する第三者がいじめ問題を調査することで、事態を客観的に把握し、問題が複雑化、長期化することを防ぐことを目的としている。学校が認知したいじめのうち、教育委員会が重大事態事案につながるおそれがあると判断し、市長に調査依頼のあった事案について、いじめ調査委員が学校や教育委員会から収集した資料の確認及び必要に応じて学校関係者、当事者などから聴き取りといった調査を行うものである。

（教育委員会の取組）

＜浜松市学校教育部指導課 鳥居 篤史＞

○ 教育委員会指導課と教育総合支援センターの取組について説明をする。

○ 「遵法教室」については、小学校を対象にいじめ防止に繋がるよう法に照らし合わせた活動を子供たちに指導する出前の授業講座である。本年度は 25 校、延べ 46 回実施した。

○ 「全国いじめ問題子供サミット」が数年ぶりに 1/21、文部科学省で実施された。浜松市の代表として八幡中学校が参加し、「安全安心を土台とした学校作り」をテーマに全国の小中学生といじめに関する意見交換をした。

○ 教育総合支援センターの取組である「こころの健康観察 NICOLI」については、毎年子供たちの心の状態を複数のアンケートから読み取っていくということを実施している。これを学校にフィードバックする中で、その後の子供たちへの支援に繋げている。

○ 「実態や傾向を明らかにするアンケート」については、3 年に一度の取り組みで、今年度は次年度以降に向けて、アンケート項目、方法について検討を図っている。

○ 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」については、令和 4 年 9 月に改訂した。現在は、学校現場への周知を図りつつ、研修を深めている。

○ 「電話相談⇒ICT 活用検討」については、AI を活用したウェブ上での子供たちへのアンケートを実施して、いじめの早期発見を図ることができないか、次年度以降の導入に向けて検討を進めている。

○ 「ネットパトロール、スクールソーシャルワーカーの派遣」については、ネットパトロールは業者へ委託して、インターネット上におけるいじめ問題、学校におけるいじめ問題、インターネット上に誹謗中傷を含めたものが情報としてあるか調査依頼をかけて、できるだけ拡大、拡散しないよう早期発見、早期対応を図っている。

○ 「生徒指導アドバイザー」については、過去に校長を務めた方にアドバイザーを務めていただき、市内

の学校にいじめの未然防止の取組及びいじめ問題が起こったときの初期対応における助言を行い、スピーディーに学校を訪問してアドバイスするという活動を行っている。

○ 「いじめ対策等専門家チーム」については、それぞれの分野における専門家、弁護士、学識経験者といった方々が浜松市の取組に意見やアドバイスをするという活動を行っている。

○ 「スクールカウンセラーの派遣」については、市内小中学校に派遣をし、子供や保護者の相談の中で、いじめに繋がるようなものがないか注意を払っている。

○ 「いじめ対策コーディネーター研修」については、指導課が中心となり年間2回実施をしている。今年度は4月に愛媛大学の平松先生から、「いじめにおける組織対応のあり方」について講義いただいた。10月には常葉大学の太田先生から、浜松市の基本方針の理解、学校の基本方針について指導いただいた。

○ 「いじめ問題の取り組みに関する総点検」については、年度末にかけて各市内小中学校の全ての教職員が、年度のいじめ対応を振り返り、学校として評価する取組である。

○ 「生徒指導研修会および指導課訪問」については、月に一度、市内の各部会で生徒指導主任主事が集まり、問題を共有しながら情報交換をする生徒指導研修会の場に指導課の指導主事が出ていき、それぞれ個別の対応にアドバイスを行っている。

（PTA 連絡協議会の取組）

＜浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利＞

○ 浜松市PTA連絡協議会では、PTAの役員、会長を対象に、6月に「青少年問題研修会」、9月に「指導者研修会」、12月に「教育講演会」を開催した。6/25に開催した「青少年問題研修会」では浜松市こども家庭部次世代育成課 青少年育成センター石原様に「青少年の現状と課題」というテーマでお話をいただいた。

もう1人の講師としてNPO法人浜松こどもメディアリテラシー研究所長沢様に「子育てとインターネットを考える安全安心で賢いネットスマホ利用のため」というテーマでお話をいただいた。9/3の「指導者研修会」では、参加者をPTAの活動報告、メディア教育、こころのケア教育、移動教育委員会の四つの分科会に分けて開催した。12/3の「教育講演会」では、明治大学の諸富先生に「子供の心を楽しく生き生き育てる」というテーマでお話をいただいた。

○ 「移動教育委員会」においては、教育長、教育委員会の皆さんに来ていただいた。普段保護者が教育長や教育委員会の皆様と直接お話することはないので、とても熱心な議論ができたということで好評であった。

○ 浜松市PTA連絡協議会では、保護者の代表であるPTA会長、役員と横の繋がり、絆で情報を共有している。いじめ問題で、協力できるところは協力していきたい。

（浜松市立中学校の取組）

＜浜松市立中学校長 鈴木 清吾＞

○ 「命について考える日」について、各学校いろいろな狙いを持ち、多くは基準日である1学期に実施を

終えていると思う。内容は、「命の大切さだけではなく他者を思いやる心」、「失っていい命はない」というようなテーマを設けて独自の内容を進めている。

- 「浜松市のいじめ防止に関する基本的な方針」に基づき、各学校自校の基本方針を策定している。
- いじめに特化した「校内研修」を実施している。「いじめの認知度を上げる」、「いじめを見逃さない」等々をテーマに、事例研修を加えながら、各校で研修が進められている。
- 各校の裁量によるが、学期に一回程度、生徒個々へのアンケートを実施している。いじめの有無ついて、自己申告や他者からの情報提供を求め、いじめを容認しない雰囲気づくりも兼ねながら実施をしている。
- 面談も各学校で実施している。多くは三者面談等に変えているかもしれないが、随時面談として、子供たちの方から面談希望があった場合は、担任や関係職員を中心に丁寧に面談を実施している。その一つの端緒として、毎日継続的に日記をつけているので、これらを拾いながら、子どもの日々の変化を見逃さないような対応で随時面談を実施している。
- 全体的には、いじめ対策委員会を各校立ち上げて、管理職を中心に生徒指導主事、学年生活担当、養護教諭、場合によってスクールカウンセラーやスクーソーシャルワーカーを交えながら、いじめの認知状況や情報の共有を図り、早期の対応を進めている。
- 昨今のいじめと思われる事柄については、SNS 等を含めながら対応を迫られるケースがある。情報モラル講座を随時実施し、子供たちの情報に関する知識や対応を深く取り扱えられるように工夫をして実施している。

（浜松市立小学校の取組）

＜浜松市学校教育部指導課 鳥居 篤史＞

- 小学校において重点的に取組されているのは、日々の事案の対応はもちろんであるが、その振り返りを通して、実際に学校の取組はどうであったかという PDCA サイクルを回しながら日々、学校全体として研修を深めていくというところに力を入れている。
- 委員である舞阪小学校の取組としては、同一校区である舞阪中学校の「いじめちゃ駄目マン」というキャラクターを活用しながら、小中連携によるいじめの未然防止の活動をしている。同じ中学校区において連携を図りながら、取組を進めているという事例となる。

（静岡県私学協会の取組）

＜静岡県私学協会 西部支部長 杉本 芳和＞

- 浜松市には私学の学校が 10 校あり、それぞれの形で対応している。
- 各学校で「いじめ防止等の基本方針」を作成して、それに従い「対策委員会」、「研修会」、「講習」を開いている。
- 毎月 1 回、2 者面談を行い、生徒と担任とで面談をしながら、細かい情報を収集して早い対応を心がけ

ている学校もある。

○ 私の学校では、年 2 回の学校生活アンケートを実施し、生徒から「いじめを見た」、「いじめをされた」、「そういう話を聞いた」といった細かいところまで確認をしている。そのアンケートを基に「対策委員会」を開き、生徒に聴き取りをするなど早い対応をして、早い段階で指導に入るというように心がけている。また、SNS 等のネットのいじめ等が考えられるので、「スマホの安全教室」を全ての学年の中学生及び中学校 1 年の保護者に対して開いている。また、高校 1 年生に対しても、そういった講座を開き、安全教育について努めている。ネットパトロールも行っており、少しでもそういった情報を集め、できるだけ早い対応をするように心掛けている。

（浜松市青少年健全育成会の取組）

＜浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘＞

○ 健全育成会としては、「地域の子供は地域で見守り育てる」を合言葉に、ひとりひとりにいい声掛けデーに毎年取り組んでいる。活動を通じて、不審者が地域に入り込めない雰囲気やいじめを見逃さない地域作りを目指している。令和 4 年度も 11 月 11 日を基準日として、浜松市全体で 5021 人の地域の大人が声掛け運動に参加した。児童の登校を見守ってくれている方から登校の様子で気付いたことを伝えていただく等、情報交換の良い機会になっており、子供たちに地域の大人が、「見守ってくれる」という安心感を醸成できていると感じている。「地域のこどもは地域で見守り育てる」という意識が高まり、各地域の健全育成会では多くの工夫が見られ、地域の熱心な取組を通じて、大人はいつも子供を見守っているということをお子たちにアピールできたと思う。

○ 11 月は、内閣府が定める子供若者育成支援推進強調月間であることから、11 月 22 日に健全育成連絡協議会の研修会を開催した。研修会の中では、健全育成会の代表者による情報交換会を実施し、各地域における子供や家庭の現状などについて、相談や意見交流をしている。他の地域での活動を参考にできたらいいのではないかと考えている。

○ その他、各地域でクリーン作戦などを実施しており、地域の大人と子供が交流できる行事が大切であると考えているので、これからも開催していきたい。

（浜松市民生委員児童委員の取組）

＜浜松市民生委員児童委員協議会 酒井 里江子＞

○ 民生委員児童委員は、12 月 1 日に一斉改選を行った。3 年に 1 度の一斉改選となり、43%が新しい委員となった。定年は 75 歳だが、民生委員のなり手がなく大変苦勞しているが、浜松市は、政令指定都市では 98%と 2 番目に充足率がいい。

○ 民生委員児童委員は児童虐待防止のオレンジリボン運動を推進しており、新たに民生委員となられた方はオレンジのリボンとバッジを身に付け活動していく。

○ 地域のために小さな声を拾い上げて、気付いていけて、みんなに、明るく元気に見守っていきたい。

(浜松市警察部の取組)

<浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 河原崎 直樹>

○ 警察の取組について大きな変更はない。

○ 6つの警察署及び浜松地区少年サポートセンターがいじめ事案の相談に対応している他、元警察官であり、警察署に配置されているスクールサポーターが定期的に学校に訪問しながら、緊密な関係を構築して、児童生徒の問題行動、安全確保に関する支援を行っている。

○ 学校におけるいじめ問題の中でも児童生徒の行為が、犯罪行為として取り扱うべきと認められる場合には、被害児童の保護を徹底的に優先して、相談等を行うべきか否か判断に迷う場合には、積極的に御相談いただき、連携に努めて対応をしていきたい。また、少年の問題行動に関して、背景にいじめがある場合もありうることから、非行少年の取り調べ、不良行為少年の街頭補導、交通取り締まりに至るまで、街頭活動、警察活動全てに関して、いじめが潜在しているという可能性を念頭に置いて活動するように努めている。

(法務局の取組)

<静岡地方法務局浜松支局総務課長 杉山 秀之>

○ 法務局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と協働して活動を行っている。法務局の主な活動としては、「人権相談」、「人権侵犯に関する調査、救済」、「人権啓発」。今年度は、いじめや家庭内における虐待に悩む子どもたちの声を聞くためにフリーダイヤルの電話相談である「子どもの人権 110 番」を開催している。人権擁護委員と法務局職員が相談相手となり、悩みの解消、人権問題の調査、救済を行っている。

○ 8/26 から 9/1 まで「全国一斉子どもの人権 110 番」の強化週間を実施した。平日は通常よりも相談時間を延長し 8 時 30 分から午後 7 時まで、土日とも相談を受け付け、午前 10 時から午後 5 時まで実施した。

○ 浜松人権擁護委員協議会と協働して、教育委員会、学校の関係者の方々の協力の下、「子どもの人権 SOS ミニレター」という取組も行っている。「SOS ミニレター」は、全国の小学校、中学校の児童生徒全員に配付することによって、「電話では相談しにくい」、「勇気がいる」といった子供たちに配慮をした手紙による人権相談である。身近な人に相談できない子供たちの悩みを的確に把握し、子供たちに寄添い、一緒に解決方法を模索し、学校や関係機関と連携を図りながら、子供の見守りを強化することにより、人権の問題の解決にあたっている。今年度は、浜松支局管内において、現在まで 78 通のミニレターを受け付けている。その中にいじめに関するものが 15 通あった。

○ 教育委員会や学校関係の方々に協力をいただき「全国中学生人権作文コンテスト」も実施している。人権作文は、日常の家庭生活や学校生活で得た体験に基づく作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さや基本的な人権の理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらう事業である。本年度は浜松支局管内で 66 校から 4872 通の応募があった。今年度のコンテストにおいては、静岡県立浜松西高等学校中等部からの作品が

静岡県大会で最優秀賞、人権擁護委員連合会長賞を受賞して全国大会に選出されている。全国大会の入賞発表は、2/3 に行われ、入賞した作品は全国に配られる作品集に取りまとめられて人権啓発の教材として活用される。

○ 浜松市、磐田市、湖西市と連携した「浜松人権活動地域ネットワーク協議会」による、小学校3、4年生の児童を対象とした「人権書道コンテスト」、小学校5、6年生を対象とした「人権ポスターコンテスト」を開催した。書道コンテストは、124校から6394点。ポスターコンテストは、90校から708点の応募があった。各コンテストの優秀作品は、12/3にクリエート浜松で開催された「浜松人権フェスティバル2022」において表彰式を行い、書道とポスターの優秀作品177点について、11/30から12/4までクリエート浜松ギャラリー32において、展示している。期間中544名の来場があった。

○ 毎年のこととして、「人権擁護週間」として12/4～12/10まで啓発活動を行った。

（浜松市人権擁護委員の取組）

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 松山 正寛>

○ 浜松市には計61名の人権擁護委員がいて、学校ごとに担当の委員が決まっている。

○ 主な活動は人権相談と人権啓発の2つ。人権相談は「SOSミニレター」が中心で、人権啓発は、小中学校或いは放課後児童会等に出向き、人形劇、紙芝居或いはDVDを使った講演会を行っている。コロナ禍のために活動がままならない部分も多々あったが、徐々に復活している。

○ 「合同研修会」については、各小中学校の人権担当の先生と人権擁護委員の共同の懇談会が年に1回開催されている。従って、いじめ問題について、我々は1番芽の小さい部分で、関わっていると思っている。

（児童相談所の取組）

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

○ 令和4年4月から12月までに児童相談所が取り扱った新規の相談対応件数は2042件、この内、虐待を主訴とする相談については633件で、全体の約3割を占めている。いじめを主訴とする相談はなかった。令和4年度は、令和3年度同期と比べると、相談対応件数は89.5%、240件の減。虐待相談件数は、98.6%、9件減となっている。いじめ相談は、令和3年度においても0件であった。

○ 児童相談所では、中学校区単位で総勢29名のケースワーカーを配置しており、家庭や学校、関係機関或いは地域と連携し、常時約700件前後の児童に関する相談受け持ち、効果的な援助活動ができるような体制をとっている。また、児童の気持ちを聴いたり、心理検査を行う臨床心理士資格をもった児童心理司も総勢13名配置しており、児童の心理的ケアや相談への対応を行っている。

○ いじめに関する相談を受けた場合は、保護者や児童の意向に寄り添いながら、まずは児童の心理的ケアを重点に支援していくようにし、児童により良い環境を確保する観点から、状況によっては所属している学校或いは教育委員会との情報共有を図り、学校やスクールカウンセラー或いはスクールソーシャルワーカー

と連携して対応することとしている。また、児童の心理的状态が重篤な場合は、医療機関へ繋げる等、常に児童の権利を擁護するということを念頭におき、早期対応と丁寧な対応に心がけている。

○ 児童相談所の新規事業について紹介する。2/1 から虐待を含めた子育てに関する不安、或いは親子関係の悩み等、保護者や児童からの相談に幅広く対応するために、LINEを活用したSNSによる相談受付を開始する。この中には、いじめに関する相談も想定されるので、他の相談と同様に適切に対応していく。なお、このLINE相談は、万全の対応ができるように、今年度、平日の午前9時から午後5時までの受付とさせていただきます。より多くの方のあらゆる相談へしっかりと対応ができるように、来年度以降については、受付時間変更等の拡充を図りたいと考えている。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 法務局と人権擁護委員の取組の「子どもの人権SOSミニレター」はどのように子供たちに配付しているのか。また、返信は、どうしているのか。

(回答)

<静岡地方法務局浜松支局総務課長 杉本 秀之>

○ 小・中学校に配り、全生徒に渡るようにしている。
○ SOSミニレターは、書いてもらったものを、そのまま折りたたみ切手を貼らずに出せる状態になっている。返信は、人権擁護員又は法務局職員が行っている。

3 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく対応について

<浜松市こども家庭部次世代育成課 市川 直樹>

○ 「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」については、令和4年3月に浜松市いじめ問題再調査委員会により、内容について、いじめ重大事態の組織を見直すことや、点検と見直しが確実にできるような体制を整備するように改定を行うことという提言が出され、今後深刻ないじめ被害が起こらないように、また、いじめの未然防止、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいくために、令和4年9月に改定された。

○ 「いじめの早期発見」について、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」のP4に、「子供たちからのSOSを学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整える」という形で記載されている。

○ 「(4)地域や家庭との連携」、「(5)関係機関との連携」について、P4,5に「学校や教育委員会が地域や家庭、関係機関等と連携をしていくこと」と記載されている。

○ 当協議会について、P6の「浜松市のいじめ防止等のための対策」の「浜松市の役割」の中で「浜松市いじめ問題対策連絡協議会の設置」の中に2つの項目が明記されている。特に今回の改定により追記された「連絡協議会での関係機関及び諸団体との連携が学校や地域によるいじめ防止等に活用されるように市いじめ防

止基本方針の点検と見直しに取り組む」について、今後、学校、教育委員会と地域、家庭、そして関係機関の連携が、いじめの未然防止に活用されるよう、どのように「市いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行うか検討し、令和5年度の第1回の協議会にて協議等ができるように事務局にて調整をしていく。

4 協議

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 協議の議題「いじめの早期発見のために各機関でできること」について、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」のP4「いじめの早期発見」にも記載されているが、いじめが発生しているときは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも、何かしらのシグナルが出ている。それを我々大人がどうやって気づいて発見するか、発見した後どうやって対応していくか、各機関がどういった関わりができるかということ各機関の代表である委員の皆様と意見交換をして、各委員がそれぞれの機関に持ち帰り、情報発信をしていただき、少しでもいじめのシグナルを見逃さないようにしていただければと思う。

○ 「いじめのシグナル」と言っても、人それぞれだと思し、加害側の立場と被害側の立場でも違う。私の経験ではあるが、いじめのシグナルは、加害者側、被害者側、あともうひとつ、見ているだけといった周辺の3つに分かれると思う。加害者側から出るシグナルがどういうものか考えてみたが、例えばイメージであるが、1人がエスカレートしていじめを誘うというのがひとつのシグナルになるかと思う。そして、被害者側は、「助けてほしい」、「何とかしてほしい」、「やめさせて欲しい」、「気付いてほしい」といったシグナルになってくるのだろうと思う。しかし、被害者のシグナルはとても弱い。その弱いシグナルをどうやって大人たちが気付いてあげられるかというところが、大事だと思う。傍観者のシグナルについて、私は1番大事だと思っていて、いじめを周りで見ている人は、何かしらは感じていると思う。いじめに気付いているが何もできない、誰に相談していいのかわからない、何かしらを気持ちで伝えたいんだけど伝えられない。これが周りの子のシグナルなのかと思う。これを感知するのは難しいと思う。

<浜松市学校教育部指導課長 石野 政史>

○ 池谷委員から、いじめの構造についての話があったが、教育委員会では、いじめの構造上、その集団は4層に分けて考えることが多い。被害者、加害者、はやし立てたり面白がったりする観衆、それと傍観者という4層である。傍観者から、いじめを仲裁したり、相談、救済する者が表れるようにということを基本として日々指導をしているところである。池谷委員が言われたことと重なるが、できるだけ被害者に寄り添うというところを基本としながらも、加害者も見落とさないということを心掛けている。登校前も当然で、「いつもと違うな」、「何か変だな」と感じるものが学校現場でも多いが、そうしたところに大人がいかにか子供のサインに関わっていけるかということがポイントになってくると思う。そういった意味で、先ほど報告のあった大人が子供に早く声を掛ける。これは被害者には当然だと思うが、加害者も意外に大人から声をかけら

れていないというところが、課題としてあるので、そうした面で登校時とかに「何かちょっと」というところを、声掛けしていただいたり、気づいたことを学校の職員に伝えたりしていただくことで、早期発見に繋がっている場合もある。これはあくまで例であるが、学校の現場では、こういったところを気をつけながら日々接している。

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

○ いじめのシグナルは学校のあらゆる場面であると思っている。従って、私自身は校内研修等で「学校内にたくさんのアンテナを立てろ」ということを言っている。いじめのアンテナは、子供の中にも、教師の中にも、保護者の中にも、地域の中にも立っていれば、それを受信することができる。後は感性の問題、或いは受け止め方の問題だと思う。そのアンテナをどこかに集約する「組織力」。それから、その受け止めた情報を同じ方向を見て解決に向かう「指導力」というものが学校現場の中には必要だと思う。それ以外の部分で、いろんな関係機関の方々がいらっしやっているので、学校の中での取組を一つの方法として捉え、それ以外の中で何がどう機能していくかを、この場で協議いただくと、学校現場に勤める我々としては大変参考になるというふうに感じている。

<静岡県私学協会 西部支部長 杉本 芳和>

○ 学校のアンケートで、第三者から「いじめだ」とあっても、それを確認すると、お互いがそう思っていないようなケースが多く、いじている方も気付いていない、いじめられている方もそうは思っていない場合がある。そういったこともいじめだということをきちんと指導して、学校全体でいじめを許さないという体制で早いうちから取り組んでいる。私は職員には「生徒の変化に気付ける教員になってほしい」ということを言っている。そういう少しの変化で、子供とコミュニケーションを取り、そこからいろいろな情報も入るようにしたい。そのためには、職員が忙しいとちょっとしたことで後回しになったり、声を掛けようとしているときに、違うことを優先して、子供の微かな声を拾えないことがあるので、会議を減らしたり、職員が落ち着いて対応できるように心がける努力をしている。職員にゆとりがあれば、子供の変化やちょっとしたことに気付ける体制ができると思う。

<浜松市こども家庭部児童相談所長 鈴木 勝>

○ 委員の皆様の話から各機関の連携は重要であると感じるが、連携をしていく中で、いじめの情報いわゆる個人情報の保護についての取扱いをどのようにしていくのがネックになると思う。福祉分野の中では要保護児童対策地域協議会のカテゴリーの中での情報のやり取りであれば、法に従い守秘義務違反にはあたらないが、いじめに関しては、どこまで個人情報の部分が、だだ洩れしていいのか、悪いのかというところが非常に悩ましい。機関の連携を図ることは、大事だということは十分理解するが、そこにどれだけの当事者についての個人情報を流していいのかを押さえる必要があるのではないかな。

○ 学校の先生等、支援者側の方々がいじめの捉え方について、ある程度目線を合わせていかないといけな

いと思う。組織として対応していく中で、ある程度その目線を合わせる、或いは方向性をしっかりと揃えていかないと、対応が後手後手になってしまうことが危惧される。

○ 委員の皆様が言っているように、常日頃点で見るのではなく、線で見えていかないと常日頃の変化に気づきが及ばなくなってしまう。そういったところを見ながら、組織として早期に対応していく必要がある。これは先生方には、当然勉強もしてもらわなくてはいけないと思うが、生徒指導等いろいろと多忙で、部活動も減っている等、学校現場の方も変わってきているというところで、自分たちとすると子供たちの動きとしていわゆるソーシャルワーク的なところの力をもう少し学校現場にも力として付けていくことが大切だと思う。

＜浜松市警察部庶務課長兼警務部主任監察官 河原崎 直樹＞

○ ここまでの話を聞いて、委員の皆様は、基本的にいじめられる、いじめられた側のケアを主眼として活動しているという印象を受けている。警察のスタンスとしては、いじめる側の行為が刑罰法令に触れる行為であった場合にあっては、法律に則って活動していくしかないというところである。私たちの活動で、一番強いものになると、物理的に身体拘束して引き離すということになるが、結果それが少年であったが故にその先の処遇が変わっていくところの違いしかない。成人であれば、強制という形で刑事施設に収容される。少年の場合には、施設に収容される場合もあるが、基本的には健全育成の名の下で保護処分という形で推移していく。いじめられた側のケアの必要性は理解できるが、警察活動をないがしろにして、いたずらにいじめられた側のケアに回ってしまったときに、本来1番の問題であるいじめる側の措置がおろそかになってしまう。基本的には、警察のスタンスは、いじめた側、いじめる側といった加害者側の排除、その延長に刑罰という形での方向性を求める、保護処分という形での再教育、矯正をもって、正しい方向に導いていくということである。往々にして、警察に寄せられる相談は、ある程度火の手が上がって、事が大きくなって、もうどうにもならないという段階で相談をされるケースがほとんどである。そこまでいってしまうと、極めて冷徹に法律に則って進めていくしかない。「血も涙もないのか」といった言われ方をするケースもあるが、私たちが動き出すときは、既にその状態にある。できればこういったことは避けていきたいと思っている。

○ 私の個人的な話として、警察に30数年勤務しており、交通警察に長く携わっている。交通に関しては、年齢は関係ない。車で走り出すと、それが90歳を超えた方であっても、免許を取ったばかりの16歳でも変わらない。そういう部分で、少年たちが社会に出ていったときに、自分が1人の人間として社会の中で正しく行動できるかどうかというところの、まさに人間関係の一番大切なところがいじめの問題ではないかという気がする。ここで誤ったまま子供の時期を過ごしてしまうと、いじめた側、いじめられた側、両方とも社会の中での1人の人間として、生活していくこともできないと思う。最近、メディアで盛んに取り上げられている、フィリピンで収容されている強盗事件の指導者の例でいうと、一つのことから、あそこまで大きな悪という存在に走っていったのかということ、そうではないと思う。小さなものから始まって、雪だるま式に

どんどん大きくなっていく。どこでブレーキをかける、どこで正しい方向に導くかということに関しては、これはいじめた側に対するケアも決して忘れてほしくないという気持ちを持っている。

○ 遠距離通勤で地域性を感じる。静岡と浜松では駅の周辺で歩いている高校生の髪型すら違う。静岡の男子高校生は、最近はやりの髪型で、前髪を眉毛よりも下、目がやっと見えるぐらいに下げている高校生が大変多い。それに対し浜松は、風が大変強い地域で、スタイルを気にしている場合ではない。また、コロナ禍になってからマスクをほぼ全ての方が付けているが、マスクを付けると自分の存在を一步引いたところで相手から見えない所で行動ができるというような側面を持つらしい。故に前髪を思いっきり下げて、顔にほとんど下げてしまい目しか見えないというような状態で街中を歩いている高校生の心理状態というのは、これに近い。私達が子供の頃には、「服装の乱れは心の乱れ」ということを盛んに言われていたが、今では当たり前存在していて、今の子供たちにしてみれば当たり前になって、それをバロメーターとしてとらえることができない。そのように、いろいろなところで小さな芽が出てきていると思う。警察の立場として強く思うのは、もっと早く気づき、何かしらの手を差し伸べてやることができなかつたのかなと思う。

○ 各機関の皆様、特に学校関係の方々へのお願いとして、地域の交番、駐在所には、各エリア全て、担当する警察官がいる。どんどん交番にいる警察官に声をかけていただきたいと思う。どんな小さなことでも結構である。専門の肩書はないが、交番の人間でも十分に対応ができるし、手に負えなければ専門の人間が前にも出ることもできるので、ためらうことなく積極的に交番、警察署のほうにお話を持ってきていただけたらと思う。

<静岡地方法務局浜松支局総務課長 杉山 秀之>

○ 「SOS ミニレター」の内容は基本的に「秘密にする」というのが大前提なので、軽微なものについては学校に連絡することはないが、手紙の返信として、「仲のいい先生に相談してみたらどうか」、「自分で言えないようなら、法務局のほうから学校に話してもいいよ」というようなことを書いて、せっかく出してもらったサインを学校に情報提供している。

<浜松市人権擁護委員連絡協議会長 松山 正寛>

○ 小学校のいじめ問題で難しいのが、加害者が加害者であることを認識していないということだと思う。自分が起こした言葉、或いは行動が、相手をどのぐらい傷つけているかということを全く意識していない。おもしろいからあだ名を言う、いたづらをする。被害者は確実にそこで発生してくるから、そこが1番始末の悪いところだと思う。だから人権啓発活動がいかに大切だということがわかる。

○ 「いじめは絶対になくならない」と子供たちにぜひ教えていただきたい。大人になってもパワハラあり、セクハラあり、モラハラあり、カスハラあり、いろんなハラスメントがたくさんある。人間生きている以上、いじめはなくなる。いじめをなくそうなんて思わないで欲しい。むしろ、「どういう風に解決した」、「相談できる人をどれだけ持っていたか」といったことを学校教育の中で取り入れていただきたい。私個人的に

町内の小学校1年生から6年生までの子供たちを夏休み冬休みに集めて勉強をやらせたり、遊ばせたりする活動をしている。その中でいじめについての授業をやると、「先生の知らないところでいじめはたくさん起きている。だけど、自分たちでこうやって解決した」といった話がたくさん出てくる。つまり、子供たちは自分たちの力でいじめを解決している。そういう力をもっとつけていくことが必要なのではと思う。

<浜松市民生委員児童委員協議会 酒井 里江子>

○ 子供たちが小学校に入学すると、「はままつマナー」という冊子を、1年から3年、4年から6年、そして中学校の生徒さんに分けて、いろいろな教育をされていて、ホームページの方からも紹介されていて、誰でもご覧になれるようになっている。この中には、本当に素敵な言葉がいっぱい書いてある。すごくシンプルなのだが、いいことがいっぱい書いてあり、もっとこういう温かい気持ちになるお子さんが増えていってほしいということで、もちろん家庭が一番だと思うが、教育現場で自分たちも同じように集団生活の中で心を育てることが大切だと思う。

<浜松市青少年健全育成会連絡協議会理事 安間 清弘>

○ 私たちは学校の中の様子を把握できているわけではないので、直接的にいじめを解決することはできないが、今各学校に「見守り隊」という組織をそれぞれ結成して、登下校の交通指導等を行っている。その中で、子供たちが登校するときに、「いつも来る生徒の中で休んでいる生徒がいる」或いは「遅刻してくる生徒がいる」といったことの把握はある程度できるので、そういったものを気づいて、学校に報告をさせていただくことはできる。

○ いじめられている子供について、周りの生徒は多分気づいているのではないと思う。再調査委員会の中でも「いじめを黙認、放置しているのは同罪」というようなことが書かれていたので、そういうことを含めて、子供たちにいじめの教育指導をやっていくことが大事であり、早期発見に繋がっていくと思う。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の中の本協議会の役割に「市いじめ防止等基本方針の点検と見直しに取り組む」とある。基本方針で気になるところについて意見をいただきたい。

○ 基本方針に、「校内いじめ対策委員会」が設置されているということが書いてあるが、「校内いじめ対策委員会」というのは校長、教頭、学年主任という話を少しされたと思うが、実際、我々保護者の立場からすると、今誰がやっているのかというのが具体的にわからない。我々保護者からすると、気づいたことを相談するときに、1番いいのは担任だと思うが、担任の先生に相談しにくいこともある。そのときにどの先生に相談したらいいのか、どの先生が委員なのかを知りたい。そういったことの公表はしているのか。

(応答)

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

- 組織的なことは、しっかりと公表して、誰がどのように対応するかということの方針の中に盛り込まれていくべきだと思う。従って、今後発出する文書にもその部分はきちんと載せていくように指導していく。
- 話の糸口をどこに見つけていくかということについて、理想は1番身近なものに相談するのがいいと思うが、なかなかできない子供もいると思うので、臨機応変な対応をすることで、子供が1番話を聞いてもらいやすい、話しやすい体制にすることが大切と思う。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課長 石野 政史>

- 補足として、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」は、「いじめの定義」について「当該行為の対象になっている児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめと示しているもので、被害を受けた子が心身の苦痛を感じていけばいじめとして対応している。ただ職員の意識の共有が不十分だと、なかなか組織的な対応ができないので、被害者であるいじめた子供の立場に立ち、被害者の権利を守るというところからスタートしている。その中で学校の「校内いじめ対策委員会」で、「特定の教職員に頼るのではなく、組織的な対応をしていく」という形になっている。そして「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」という項目に「学校が校内いじめ対策委員会を設置する。」とあり、その委員長は校長であり、組織は管理職、主幹教諭、教務主任、いじめ対策コーディネーター等々が掲げられている。また、「学校の実情を見て決定する」ということで、国、市の「いじめ防止基本方針」等を参考にして学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めることになっているので、今、学校の基本方針の見直しを各学校で行っており、今後ホームページで公開していく。小中学校の「校内いじめ対策委員会」の組織等もそこでわかるようになるので、その構成員に相談するようなモデルになっている。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

- 浜松市教育委員会(学校の設置者)としての対策の中に、「教育委員会は、学校からいじめ防止対策推進法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ当該校に必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。」とあるが、「報告を受ける」というのは結構大事なのではないのか。

(応答)

<浜松市学校教育部指導課長 石野 政史>

- 法律上、「学校はいじめについて認知した場合は、必要な措置を講じて教育委員会に報告しなければならない」となっているので、冷やかしい、からかい、犯罪行為等、学校が認知したすべてのいじめについて、月1回「いじめ認知報告書」で報告していただいている。それに加えて緊急性のある案件などは、その都度学校から教育委員会に連絡をいただき、それから必要な支援をさせていただいている。被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導、犯罪行為に繋がるもの、関係機関、警察等と連携、事実確認の面で教育委員会が直

接学校に入るケースもある。

(質疑・意見)

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 「校内いじめ対策委員会」に、実際報告はあるのか。

(応答)

<浜松市立中学校長 鈴木 清吾>

○ 大小に関わらず気になること、子供からの発信、或いは教師が見かけたもの等、数として多い少ないは別として、さまざまなものが定期的に報告にあがっている。それを認知しながら、対応していくということを心がけている。

(質疑・意見)

<浜松市学校教育部指導課長 石野 政史>

○ 関係機関の皆様からたくさんのご意見をいただき、いじめは学校の中でだけでなく、いろいろな場所で起こっている。いじめを発見した場合は、教職員は対応しなければいけない中で、声掛け、見守り等いろいろな形で皆様関わっていただいていること、犯罪行為は、警察の協力がどうしても不可欠だということ等、いただいた意見を参考にして、いじめをゼロにするのは難しいと思うが、「いじめ見逃しゼロ」ということを目指して、教育委員会としても対策を講じていきたいと思う。

○ 来年4月から子ども基本法が制定され、今まで以上に子供の権利、意見表明が必要になってくる。本市においても未然防止という点に力を入れて、子供がそこに直接関わり、いじめについて考える機会、いじめに立ち向かうといったことに目を向けていじめ対策を進めていきたいと思う。

<浜松市PTA連絡協議会 池谷 隆利>

○ 本日の協議では、いじめのシグナルを見逃さないためには、教育委員会や学校だけではなく、保護者、地域と一体になって、子供たちを見守ることが大切だとわかった。協議で得た情報を各機関に持ち帰り、情報共有をすることで、いじめの未然防止早期発見になればと思う。

4 その他

5 閉会

<浜松市こども家庭部次世代育成課長補佐 林 欣哉>

○ 本日のテーマである「いじめのシグナル」について、こういったものを見逃さないようにするためには地域、家庭での見守り、声掛け等が重要になってくる。地域や学校また関係機関等が連携していじめをなくしていけるように本協議会においても連携を深めていきたいと思う。

- 令和4年度第2回浜松市いじめ問題対策連絡協議会を閉会する。